物　品　売　買　契　約　書

1	契約物件名	北佐久地区砕石等供給契約
2	品質規格	別紙仕様書による
3	契約総金額	金　　円 内、消費税及び地方消費税額 金　　円
4	契約単価	別紙内訳書による
5	契約期間	自　　契約日の翌日から 至　　令和9年1月29日
6	納入場所	東信森林管理署管内　南ヶ原林道ほか （詳細は別紙納入位置図のとおり）
7	契約保証金	免除

頭書の物件の売買について、買受人　分任支出負担行為担当官　東信森林管理署長　滝　勝也　とし、売渡人　　として、次の条項によって売買契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

買受人　　住　所　　長野県佐久市臼田1822番地
　　氏　名　　分任支出負担行為担当官
　　東信森林管理署長　滝　勝也

売渡人　　住　所
　　氏　名

内　　訳　　書

林道等名	品名	品質規格	数量（㎥）	単価	金額	運搬距離	備考
南ヶ原林道	再生骨材	0-40mm	20			7.5km	
水出林道	再生骨材	0-40mm	20			6.4km	
長倉山林道1	再生骨材	0-40mm	20			21.5km	
長倉山林道2	再生骨材	0-40mm	20			10.3km	
長倉山支線林道	再生骨材	0-40mm	20			7.7km	
小計	－	－	100			－	
南ヶ原林道	割栗石	5-15cm	20			7.5km	
水出林道	割栗石	5-15cm	20			6.4km	
長倉山林道1	割栗石	5-15cm	20			21.5km	
長倉山林道2	割栗石	5-15cm	20			10.3km	
長倉山支線林道	割栗石	5-15cm	20			7.7km	
小計	－	－	100			－	
本体価格							
消費税（10%）							
契約金額							

仕 様 内 訳 書

1. 納入品の品名、品質規格等

東信森林管理署軽井沢森林事務所管内で下記納入一覧表の林道等に運搬納入する。

2. 納入先一覧表

林道等名	品名	品質規格	数量（㎥）	運搬距離	備考
南ヶ原林道	再生骨材	0-40mm	20	7.5km	
水出林道	再生骨材	0-40mm	20	6.4km	
長倉山林道1	再生骨材	0-40mm	20	21.5km	
長倉山林道2	再生骨材	0-40mm	20	10.3km	
長倉山支線林道	再生骨材	0-40mm	20	7.7km	
南ヶ原林道	割栗石	5-15cm	20	7.5km	
水出林道	割栗石	5-15cm	20	6.4km	
長倉山林道1	割栗石	5-15cm	20	21.5km	
長倉山林道2	割栗石	5-15cm	20	10.3km	
長倉山支線林道	割栗石	5-15cm	20	7.7km	

3. 運搬に係わる条件

1）運搬距離の起算点は最寄りの役場等とする。詳細は（別紙1）砕石等納入に係わる林道等の一覧表のとおり。

2）舗装路、砂利路は考慮せず、一律とする。

3）運搬車両は10トン車とする。

4. 納入期間等

契約の翌日から令和9年1月29 日

但し、運搬日時、数量等は署担当者の指示によること。

また、数量を変更する場合がある。

（別紙1）

2. 納入先一覧表

林道等名	所在地	最寄りの市町村役場等	市町村役場等から林道起点までの距離	林道延長（国有林）	備考
南ヶ原林道		御代田町役場	7.4km	0.1km	
水出林道		御代田町役場	5.8km	0.6km	
長倉山林道1		軽井沢町役場	17.5km	4.0km	
長倉山林道2		軽井沢町役場	7.1km	3.2km	
長倉山支線林道		軽井沢町役場	7.1km	0.6km	

※林道等の位置については、別添位置図による。

契約条項

第１章　総則

（契約の目的）

第１条　売渡人は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を納入期間内において、買受人が別紙納品指示書により契約物品の納入指示をしたときは、買受人が指定した数量を指定する場所に納入期限内に納入し、買受人は、その代金を売渡人に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、売渡人に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて算出した額である。

（納入期限及び納入場所）

第３条　納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

一　納入期限：頭書のとおり

二　納入場所：頭書のとおり

２　売渡人は、前項第１号記載の納入期限までに同項第２号記載の納入場所に契約物品を納入するものとする。

（債権譲渡等の禁止）

第４条　売渡人は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を買受人の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２ 売渡人がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、売渡人が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、売渡人又は売渡人から債権を譲り受けた者が買受人に対し、民法第 467 条若しくは債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第２条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、買受人は、売渡人に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

３　第一項ただし書きに基づいて売渡人が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、買受人が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第４２条の２の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第５条　売渡人は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

２ 売渡人は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を買受人に提出し、買受人の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が５０パーセント以内の業務とする。

３ 売渡人は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する書面を買受人に提出し、あらかじめ買受人の承認を得なければならない。

４ 売渡人は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第２項の承認の後、速やかに、買受人に届け出なければならない。

５ 売渡人は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第３項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、買受人に届け出なければならない。

６ 買受人は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、売渡人に対し必要な報告を求めることができる。

７ 売渡人は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、買受人に対してすべての責任を負うものとする。

８ 売渡人は、本契約の一部を再委託するときは、売渡人がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。

９ 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が５０パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が１００万円以下である場合には、軽微な再委託として第２項から第６項までの規定は、適用しない。

（仕様書等の疑義）

第６条　売渡人は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに買受人の説明を求めるものとする。

２ 売渡人は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。

ただし、売渡人がその説明の不適当なことを知って、速やかに異議を申し立てたにもかかわらず、買受人が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画の届出）

第７条　売渡人は、買受人が指示した場合は、買受人の指定する書面により速やかに納入の計画を買受人に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

（運送）
第８条　納入場所までの運送に必要な費用は、契約単価に含まれるものとする。

第２章　契約の履行
（納入等）
第９条　売渡人は、契約物品を納入場所に納入しようとするときは、買受人若しくは買受人が指定する職員の指示を受けるものとする。
２ 売渡人は、当該物品の数量、外観等について、買受人若しくは買受人が指定する職員の確認を受けたのち、その指示するところにより、その指定する場所に納入するものとする。
３ 売渡人は、買受人が指定する納入場所に納入する契約物品については、買受人の指示するところにより、納入したことを証明する資料を添付した書面により、買受人に遅滞なく通知するものとする。
４ 売渡人は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方法及び第３項に規定する事項を契約物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

（検査）
第 10 条　買受人又は買受人が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により申請を受理した日から起算して 10 日以内に、売渡人の立会を求めて、買受人の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、売渡人が立ち会わない場合は、売渡人の欠席のまま検査をすることができる。
２ 買受人は、必要があると認めるときは、売渡人が契約物品を納入する前に、売渡人の製造工場又は買受人の指定する場所で検査を行うことができる。
３ 買受人は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに売渡人に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による申請を受理した日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
４ 売渡人は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
５ 売渡人は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を買受人に提出するものとする。

（代品等に係る検査）
第 11 条　売渡人は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、第 12 条の規定により値引受領する場合及び第 18 条第 2 項の規定により減額請求する場合を除き、遅滞なくこれを引き取るものとする。また、売渡人は、買受人の要求があれば、買受人の指定する期間内に改めて代品を納入し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、売渡人はその責めを免れることができないものとする。
２ 前項の場合において、相当期間内に売渡人が引き取らないときは、買受人は、売渡人の負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。
３ 前条の規定は、第１項の代品の検査の場合に準用する。

（値引受領）

第 12 条　買受人は、第 10 条の規定による検査の結果、不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

（所有権及び危険負担の移転）

第 13 条　契約物品の所有権は、第 10 条の規定による検査に合格し、買受人が当該物品を受領したとき又は前条の規定により買受人が当該物品の納入を認め、それを受領若しくは第 18 条第 2 項の規定により減額請求した場合において、買受人が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、売渡人から買受人に移転するものとする。

２　前項の規定により契約物品の所有権が買受人に移転したときに、買受人は売渡人の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

（代金の請求及び支払）

第 14 条　売渡人は、契約物品を納入した場合において、契約期間中に所有権が買受人に移転した数量に対して、月単位で支払請求書により代金を買受人に請求できるものとする。

２　買受人は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第 15 条　買受人は、約定期間内に代金を売渡人に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として売渡人に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

３　買受人が第 10 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、買受人は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を売渡人に対して支払うものとする。

（納入期限の猶予）

第 16 条　売渡人は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を買受人に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、買受人は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認める

ときは、これを承認することができる。この場合、買受人は原則として買受人が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

２ 売渡人が納入期限までに義務を履行しなかった場合、売渡人は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅滞金を買受人に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

３ 前項の規定による遅滞金のほかに、第 25 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、売渡人は買受人に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

４ 買受人は、売渡人が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（買受人の支出した費用のほか、買受人の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、売渡人に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 25 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第 17 条　売渡人は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに買受人にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約不適合責任）

第 18 条納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、買受人は、自らの選択により、売渡人に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、売渡人は、買受人に不相当な負担を課するものでないときは、買受人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２ 前項に規定する場合において、買受人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買受人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　売渡人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、買受人がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３ 買受人が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、買受人は、当該履行の追完期間に応じて第 19 条第２項の規定に準じて計算した金

額を売渡人に対し請求することができる。

４　買受人は、第１項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は売渡人が第１項に規定する買受人の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、売渡人は買受人に対し、第 29 条第１項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、買受人は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

５　買受人は、第１項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、売渡人に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 25 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

６　買受人は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後１年以内に売渡人に対して通知するものとする。

７　第１項の規定に基づく成果物の履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。

８　第１項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。

９　履行の追完に必要な一切の費用は、売渡人の負担とする。

第４章契約の変更等

（契約の変更）

第 19 条　買受人は、契約物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他売渡人の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、売渡人と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、売渡人は、見積書等買受人が必要とする書類を作成し、速やかに買受人に提出するものとする。

３　売渡人は、この契約により買受人のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、買受人と協議することができる。

（事情の変更）

第 20 条　買受人並びに売渡人は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（買受人の催告による解除権）

第 21 条　買受人は、売渡人が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　売渡人が納入期限（第 15 条第１項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約

物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかなとき。

二　第 10 条第 1 項の規定による検査に合格しなかったとき。

三　第 18 条第 4 項に該当するとき。

四　前 3 号に定めるもののほか、売渡人がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

五　この契約の履行に関し、売渡人又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

（買受人の催告によらない解除権）

第 22 条　買受人は、売渡人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

一　債務の全部の履行が不能であるとき。

二　売渡人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務の一部の履行が不能である場合又は売渡人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　売渡人に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

六　売渡人が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

七　前各号に掲げる場合のほか、売渡人がその債務の履行をせず、売渡人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

２ 次に掲げる場合には、買受人は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一　債務の一部の履行が不能であるとき。

二　売渡人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 1 項及び第 2 項に該当する場合とみなす。

一　売渡人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　売渡人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　売渡人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者（買受人の責めに帰すべき事由による場合）第 26 条債務の不履行が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の責めに帰すべき事由による場合）

第 23 条　債務の不履行が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（買受人の任意解除権）

第 24 条　買受人は、第 20 条又は第 21 条に定める場合のほか、買受人の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、買受人は売渡人に対して契約の解除前に発生した売渡人の損害を賠償するものとする。

（買受人の損害賠償請求等）

第 25 条　買受人は、第 15 条第 4 項又は第 17 条第 5 項に規定する場合のほか、売渡人がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、買受人は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして売渡人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２ 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、買受人は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一　債務の履行が不能であるとき。

二　売渡人がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

（違約金）

第 26 条　売渡人は、第 20 条又は第 21 条の規定により、この契約の全部又は一部を買受人により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 20 に相当する金額を買受人に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

２ 前項の規定による違約金のほかに、第 19 条第２項の規定による遅滞金が生じているときは、売渡人は買受人に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

３ 第１項の規定は、買受人に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（売渡人の解除権）

第 27 条　売渡人は、買受人がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２ 前項の規定は、売渡人が売渡人に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

３ 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

（知的財産権）

第 28 条　売渡人は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証

する。売渡人は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により買受人に生じる一切の損害を賠償するものとする。

２ 売渡人は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第 29 条　この契約により売渡人が買受人に支払うべき金額があるときは、買受人はこの金額と売渡人に支払う代金を相殺することができる。

第５章　談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第 30 条　買受人は、この契約に関し、売渡人が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　売渡人又は売渡人の代理人（売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２ 売渡人は、この契約に関して、売渡人又は売渡人の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を買受人に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 31 条　売渡人は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、買受人が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　公正取引委員会が、売渡人又は売渡人の代理人に対して独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　売渡人又は売渡人の代理人（売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若

しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２ 売渡人は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の３に相当する額を違約金として買受人が指定する期日までに支払わなければならない。

一　前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

二　前号の納付命令又は審決において、売渡人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　売渡人が買受人に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３ 売渡人は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４ 第１項及び第２項の規定は、買受人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第６章　暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第32条　買受人は、売渡人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき（行為要件に基づく契約解除）

第33条　買受人は、売渡人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第 34 条　売渡人は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

２ 売渡人は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第 35 条　売渡人は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２ 買受人は、売渡人が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 36 条　買受人は、第 35 条、第 36 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより売渡人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２ 売渡人は、買受人が第 31 条、第 32 条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、買受人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 37 条　売渡人は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買受人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第７章　秘密の保全

（秘密の保全）

第 38 条　買受人は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第８章　雑則

（調査）

第 39 条　買受人は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、

売渡人に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に売渡人の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２ 売渡人は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（契約外の事項）

第 40 条この契約書に定めのない事項については、必要に応じて買受人と売渡人とが協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第 41 条　買受人並びに売渡人は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、買受人と売渡人とが協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

荷下ろし地点位置図
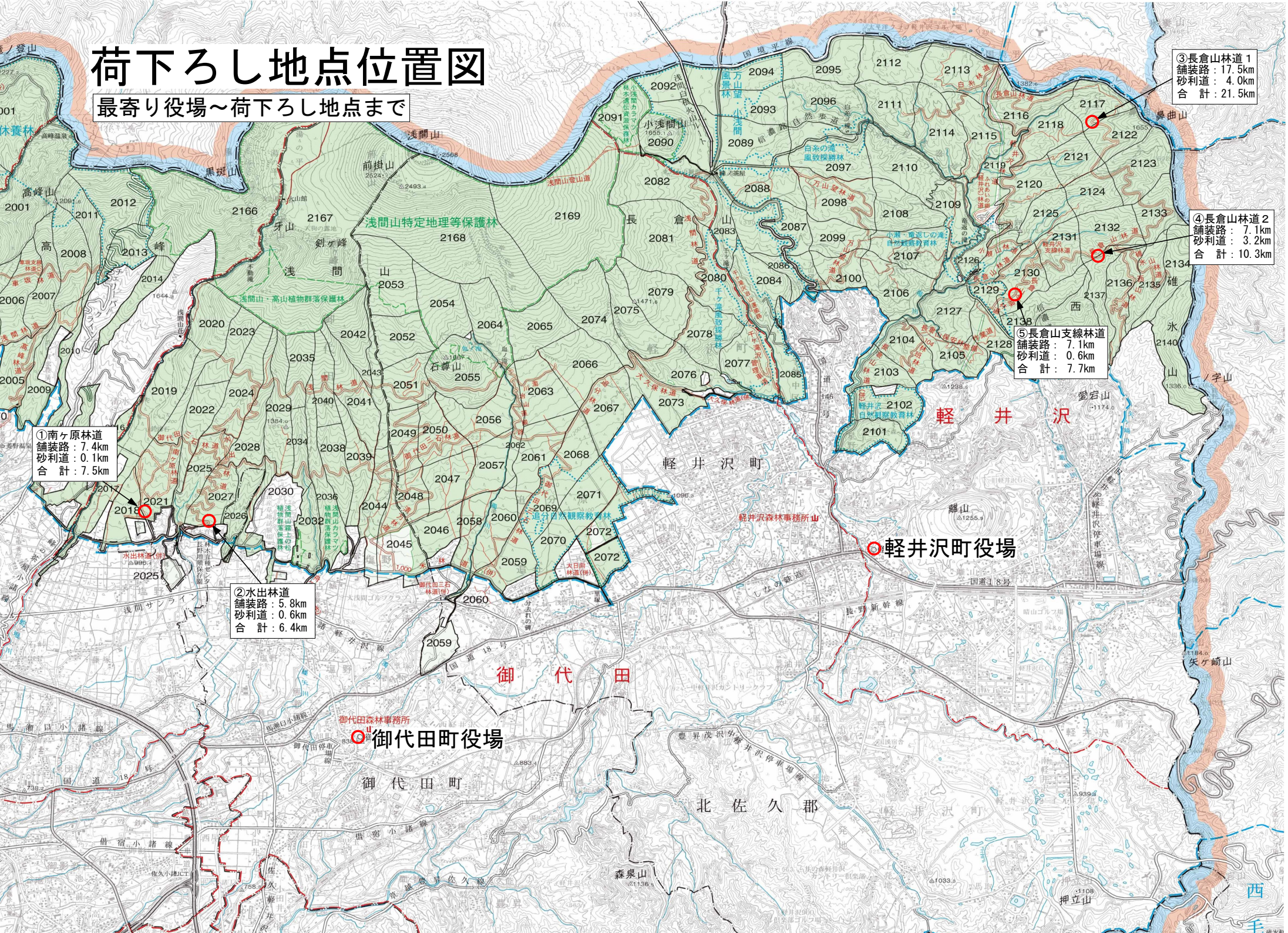
最寄り役場～荷下ろし地点まで